

北西大西洋漁業機関（NAFO）の概要
Northwest Atlantic Fisheries Organization

1979年1月1日発効

1980年1月4日日本加盟

事務局：ハリファックス（カナダ）

1 目的

北西大西洋海域における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保

2 設立条約

北西大西洋の漁業についての協力に関する条約

(Convention on Cooperation in the Northwest Atlantic Fisheries)

3 加盟国（12か国＋EU）

日本、カナダ、キューバ、デンマーク（フェロー諸島及びグリーンランド）、EU、フランス（サント・ピ埃尔・ミクロン島）、アイスランド、韓国、ノルウェー、ロシア、ウクライナ、英国、米国

4 対象水域 北緯 35 度以北の北西大西洋（別紙参照）

5 対象魚種

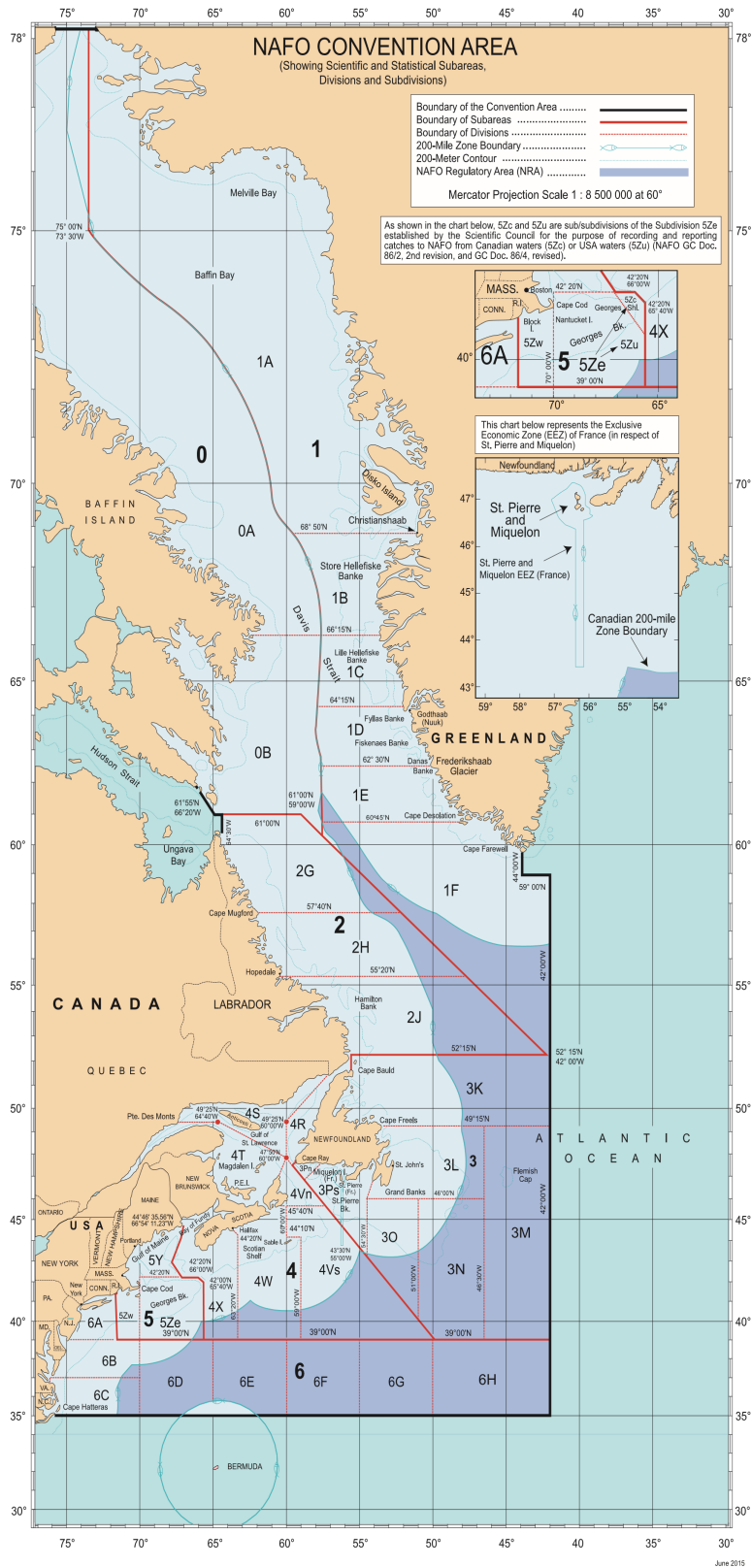
カラスガレイ、アカウオ等の条約水域における全ての漁業資源（ただし、カツオ・マグロ等の高度回遊性魚種や大陸棚の定着性種族等を除く）

6 主な規制・保存管理措置

総漁獲可能量(TAC)及び国別漁獲割当量の設定

カラスガレイやアカウオ等のTAC及び国別漁獲割当量の設定。我が国の2023年のカラスガレイとアカウオの割当量は、それぞれ 1,151 トン、550 トン。

【別紙】 条約水域



【出典】 NAFO ウェブページ: <https://www.nafo.int/Portals/0/PDFs/GeneralInfo/NAFO%20map-poster-8.5x11.pdf>